

II. 調査結果の分析

6. 保育士の養成・資格等

保育士資格については、平成 13 年 11 月の児童福祉法改正により、保育士資格の法定化がなされ、名称独占の資格として位置づけられた。また、保育士の業務として、乳幼児の保育に加えて、保護者に対する保育指導の努力義務、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、名称の使用制限等が新たな規定された。さらに、同年 5 月には、指定保育士養成施設における修業教科目、単位数、履修方法の改正（厚生労働省告示）などが行われている。保育サービス向上のために、第三者評価事業の導入に伴う保育所による自己評価、第三者評価後における保育内容、施設運営の質的向上を図ることが法的に求められている。本調査では、現行の保育士養成のあり方、資格取得等に関する保育所長の考えを尋ねた（問 6）。

1. 保育士養成—修業年数

現行の保育士養成は、高等学校卒業後、2年間を基本としている。近年では、女子短期大学の4年制大学への移行が増えているものの、2年間または3年間の養成課程が多い。保育士養成が、「現在の短期大学・専門学校2年間を中心とする修業年数」で十分であるか否かについての回答は、図 6-1 に示した通りである。

他の質問に比べて公営保育所、民営保育所ともに、「どちらとも言えない」という回答が多いが（公営：41.6%、民営：36.9%）、「現在の修業年数で十分」という回答（公営：16.2%、民営：16.8%）に対して、「現在の修業年数では不十分」という回答の方が、公営、民営ともに多い（民営：39.6%、公営：44.4%）。この結果を所在地区別にみると、都区部・指定都市、県庁所在市の公営保育所、民営保育所に「現在の修業年数では不十分」という意見が多い。

2. 保育士養成—授業科目・授業内容

これに関する設問（問 6-1-(ii)）では、「現行の授業科目や授業内容では不十分である（改正の必要がある）」とする理由例として、「教養科目や保育に係わる関連領域を更に広く学ぶ必要がある」ことを加えている。図 6-2 にまとめたように、「どちらとも言えない」という立場の回答が約 30%である。十分か否かの両意見を比較すると、いずれの地域区分でも「不十分である」という回答の方が多（全国—公営：50.5%、民営：57.5%）。「不十分である」という意見の公営、民営の比較では、東海地区を除き民営保育所の方が多。

3. 保育士資格区分

保育士養成校では、幼稚園教員免許状（1種または2種）の同時取得が可能となる所が多い。また、専修免許状の取得が可能となる大学院も増えている。保育士資格に最も関連性がある幼稚園教員免許は、このように修業年数、取得単位数等により、法令により区分されている。これに対して、保育士資格は、大学学部卒業（学士）や大学院

修士課程修了（修士）であっても、短期大学・専門学校卒業による場合であっても扱いは同じである。そこで、本調査では、保育士資格についても、修業年数等の相違により教員免許状のような区分・改正が必要か否かについて尋ねた。図6-3は、その結果をまとめたものである。

全体では、「現行制度のままでよい」という意見（31.4%）が、「資格取得後の研修により初級・上級または教員免許状のような区分とすべきである」という意見（29.8%）よりもわずかに多い結果である。民営保育所では、後者の意見が多い（34.2%）。「修業年数の相違により、教員免許状のように区分すべきである」という回答は、多くを占めていない（13.5%）。この結果を、所在地区別で比較してみると、「現行制度のままでよい」は、小都市Bや町・村に所在する公営、民営が多い。これに対して、「資格取得後の研修による区分とすべきである」という意見は、公営、民営ともに都区部・指定都市や県庁所在市に所在する保育所に多い。

4. 保育士資格試験

次に、保育士資格試験に関する結果をみってみる。図6-4に掲げたように、公営、民営ともに「受験条件として基礎的学習を義務づけるべきである」という意見が約63%と最も多い。「現行制度は廃止すべきである」という意見は、公営、民営ともに10%未満である。

5. 保育士資格一名称独占・業務独占

保育士資格取得制度に関連して改正された名称独占資格は、業務独占とすべきかについても併せて尋ねた。図6-5に示すように、「現行制度のままでよい」という意見が公営、民営ともに最も多い（全体：49.5%、公営：46.2%、民営：52.4%）。

「業務独占とすべきである」という意見は、都区部・指定都市、県庁所在市に所在する保育所に多く、全体では25.1%である（公営：26.3%、民営：24.0%）。

冒頭で述べたように、保育所に期待される役割・機能は、社会的、法的に拡大している。保育士が名称独占の資格として法的に明確に位置づけられたことは、保育士（保育母）養成等の歴史からみて極めて大きな意義があり、進歩である。しかし、上述のように、その養成制度、資格試験制度等に関する回答は、現状制度の維持という意見が多いが、改善すべきであるという意見も少なくない。4年制大学における保育士養成課程の位置づけ、保育士養成のあり方、保育士資格取得者の卒業後の研修制度の明確な位置づけ、幼稚園教員養成制度との関連性、総合施設における職員配置との関連性などから、総合的な視点からの議論をすべき時期にきていると思われる。なお、少数ではあるが、保育士資格を業務独占とすべきという意見もあるように、国家試験による資格取得制度の導入も視野に入れた議論が展開されることも必要になってこよう。

（荻須）